

5訂第2版

「給水装置工事主任技術者」試験問題集修正箇所

平成28年9月7日

※太線で囲んだ部分が9月7日付公表の修正箇所です

ページ	問題設問見出し	誤植部分	誤	正
75	解説と解答・4-13		図4-13 甲形止水栓 弁	図4-13 甲形止水栓
146	解説と解答・5-56	【正解】	②	③
150	問題6-12	問題の設問・1行目	不 適切なものはどれか。	適切なものはどれか。不 を 削除
160	解説と解答・6-1	(4) 6行目	「 適 正に作業を行うことが	適切に作業を行うことが
164	解説と解答・6-11	4行目	0.6m) 超 えていること。」	0.6m) を 超えていること。」
177	解説と解答・6-38	4行目	事主任技術 は 、需要者から	事主任技術 者 は、需要者から
186	問題7-15	1行目	交通 解 放しようとするときは、	交通 開 放しようとするときは、
200	解説と解答・7-15	③2行目	1.5m 以 下の場合で	1.5m 以 内の場合で
200	解説と解答・7-17	①3行目	他の作業を 平 行して行うことが	他の作業を 並 行して行うことが
230	解説と解答・8-5	4行目	また、 受水槽式でもいえるが	下線部を削除
241	解説と解答・8-19	【図8-4の読み方】図	損失 出 頭	損失 水 頭
247	解説と解答・8-26	(4) 全損失水頭・2行目	用具損失水頭+立上 げ 高さに	用具損失水頭+立上 がり 高さに
247	解説と解答・8-26	下から2行目	用具損失水頭+立上 げ 高さに	用具損失水頭+立上 がり 高さに
258	問題9-17	③1行目	③指定給水装置工事事業 は 、	③指定給水装置工事事業 者 は、
294	(事業の運営基準)第36条	二の下から2行目	他の者を 実 地に監督させる	他の者を 実 施に監督させる
294	(事業の運営基準)第36条	六のト	法第25条の4第3項第 2 号	法第25条の4第3項第 3 号